

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

昭和26年大蔵省告示第539号(輸入税を免除する機械類を指定する告示)に指定されている輸入税を免除する機械類のうち「分光分析関係機器」について(要望)

標記のことについて本会議化学研究連絡委員会では下記の意見でありますので御検討の上改正方についてよろしくお取り計らい願います。

なお、このことについては、4月15日開催の本会議第60回運営審議会の議を経たものであることを申し添えます。

記

分 光 分 析 器	<ol style="list-style-type: none"> 1. クオントメーター(被検体を電極として弧光又は閃光を発生しめ、被検体中の元素の定量分析を行うもので、放電時間の自動記録装置、格子分光器及び光電管を有するものに限る。 2. スペクトロフォトメーター(色彩分析装置であつて光線の波長域400ミリミクロンから750ミリミクロンにわたり、被検体の分光反射率又は分光透過率を分光曲線として自動的に記録するものに限る。 3. エックス線分光計(ガイガー計数管を装置したものに限る。)
-----------	--

この記載の第2項中・を附した部分を次のとおり改正されたい。

「光線の波長域200ミリミクロンから40ミクロンにわたり」

理 由

分光器の本質上スペクトロフォトメーターによつて測定しうる波長域は当然紫外部から可視部を経て、赤外部にまで及んで居り、それぞれの領域における研究が今日全面的に行われ紫外部及び赤外部に対して優秀な性能を発揮する装置が続出している現況である。従つて旧文のごとく、波長域を400~750ミリミクロンなる可視部に限定せず、これを紫外部及び赤外部に向つて、前記のごとく拡大する必要があると考えられる。

(備 考)

本改正によつて新しく包含されるべき機械としては

1. 赤外スペクトロフォトメーター
2. ラマンスペクトロフォトメーター
3. 紫外スペクトロフォトメーター

などがある。